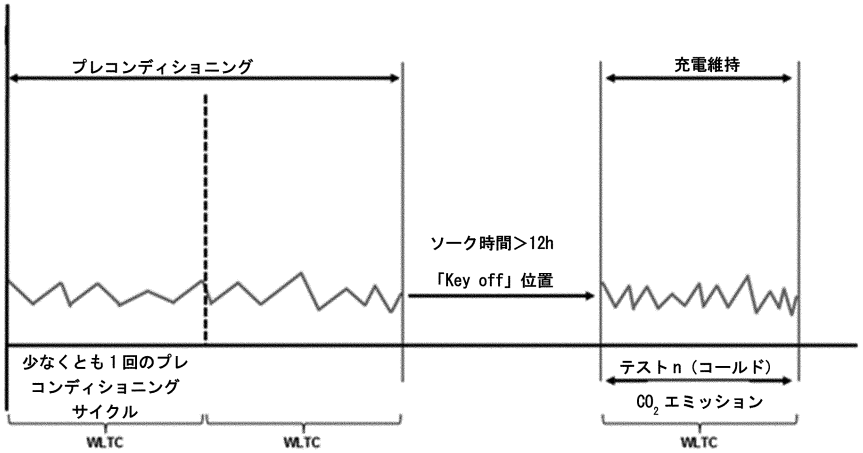
図１　電気式プラグインハイブリッド自動車充電維持試験



別紙８－付録３　電気式プラグインハイブリッド自動車のプレコンディショニング

1.　本付録において、電気式プラグインハイブリッド自動車について蓄電装置及び内燃機関のプレコンディショニングの試験手順を規定する。

(a)　電気式プラグインハイブリッド自動車試験時の電気航続距離、充電消費及び充電維持測定

2.　電気式プラグインハイブリッド自動車の内燃機関及び蓄電装置のプレコンディショニング充電維持状態での試験後に充電消費状態での試験を行う場合、充電維持状態試験と充電消費試験をそれぞれ独立して行ってもよい。この場合において、充電消費試験又は充電維持試験の開始前に、2.1.1.の規定に基づき試験自動車を準備すること。

2.1.　充電維持試験から試験を開始する場合における電気式プラグインハイブリッド自動車の内燃機関及び蓄電装置のプレコンディショニング

2.1.1.　内燃機関のプレコンディショニングのために、WLTCを１サイクル以上して連続して電気式プラグインハイブリッド自動車を走行させること。この場合において、試験自動車が充電維持状態で走行することが保証されていること。

2.1.2.　運転者が選択可能な運転モードを備える電気式プラグインハイブリッド自動車を試験する場合、本別紙3.2.5.に規定する充電維持試験と同じ運転状態でプレコンディショニングサイクルを実行すること。

2.1.3.　2.1.2.のプレコンディショニングサイクル中、駆動蓄電装置の充電収支を記録すること。この場合において、本別紙3.2.4.5.に基づき、中止基準が満たされた場合は、当該サイクルの走行終了後にプレコンディショニングを中止すること。

2.1.4.　自動車製作者等が定める方法に基づき、充電維持試験のための蓄電装置の充電状態を設定し、充電収支中立の充電維持試験を行うことができる。この場合において、別紙６の1.2.6.に規定する追加のプレコンディショニングを行うことができる。

2.1.5.　別紙６の1.2.7.に基づき試験自動車のソークを行うこと。この場合において、充電消費試験のためにプレコンディショニングを行った試験自動車には強制的冷却を行わないこと。

2.2.　充電消費試験から試験を開始する場合における電気式プラグインハイブリッド自動車の内燃機関及び蓄電装置のプレコンディショニング

2.2.1.　内燃機関のプレコンディショニングのために、適用WLTCを１サイクル以上連続して電気式プラグインハイブリッド自動車を走行させること。この場合において、試験自動車が充電維持状態で走行することが保証されていること。

2.2.2.　運転者が選択可能な運転モードを備える電気式プラグインハイブリッド自動車を試験する場合、本別紙の3.2.5.に規定する充電維持試験と同じ運転状態でプレコンディショニングサイクルを実行すること。

2.2.3.　別紙６の1.2.7.に基づき試験自動車のソークを行うこと。この場合において、試験のためにプレコンディショニングを行った試験自動車には強制的冷却を行わないこと。

2.2.4.　ソーク中、本付録2.2.5.に規定する通常充電手順に基づき電気エネルギー貯蔵装置を充電すること。

2.2.5.　通常充電の適用

2.2.5.1.　電気エネルギー貯蔵装置を次に掲げるいずれかの方法により充電すること。

(a)　車載充電器を使用する。

(b)　通常充電と同様の充電パターンによる外部充電器を使用する。

2.2.5.2.　周囲温度を別紙６の1.2.2.2.2.に基づき設定すること。この場合において、修理充電等特殊な充電を除き、試験中に特殊な充電手順を用いていないことが保証されていること。

2.2.5.3.　充電終了基準

車載器又は外部計器により蓄電装置の満充電が検出された時点で充電を終了すること。

別紙９　アイドリング運転における排出ガスの測定

1.　アイドリング運転における排出ガス測定

(1)　アイドリング運転における排出ガスの測定は、試験自動車をシャシダイナモメータ上に配置し、60±２km/hの定速で15分間以上暖機した後、速やかに、変速位置をニュートラル又は駐車とし試験自動車の排気管から大気中に排出される排出物に含まれるCO、HC及びCO_2の濃度を非分散形赤外線分析計（NDIR）により測定することにより行う。この場合において、濃度測定時のエンジン回転速度、及び必要に応じ、吸気マニホールド内圧力を併せて測定する。ただし、排出ガスの採取は、CVS装置によらず、排気管から直接に行うものとする。

(2)　二次空気を用いる一酸化炭素等発散防止装置を備えた自動車にあっては、CO及びHCについては、次式により濃度測定値を補正する。

CO又はHCの濃度補正値

$$\text{CO又はHCの濃度補正値} = \text{COm又はHCm} \times \frac{14.5}{1.8 \times 6HCm \times 10^{-4} + 0.5COm + CO_2m}$$

COm：CO濃度測定値　％

HCm：HC濃度測定値　ppm

CO_2m：CO_2濃度測定値　％

別紙四十六イ・ロ・ホ3・ヘ中「10人」を「９人」とあり、同別紙四・２・中「「重み付け排出ガス値」」を「「JC08排出ガス値」」と、「を算出し、当該重み付け排出ガス値」を「又はWLTCモード法による排出量の値（以下「WLTC排出ガス値」という。）」とあり、同別紙四・３・３(2)中「重み付け排出ガス値」を「JC08排出ガス値又はWLTC排出ガス値」とあり、「JC08モード」の下に「若しくはWLTCモード」を加え、同別紙四・４・ロ表２を次のように改める。

試験モード	排出ガス成分	乗用車、軽量車	軽貨物車	中量車
JC08モード	CO（g/km）	4.06	12.46	14.28
	NMHC（g/km）	0.28	0.28	0.28
	NOx（g/km）	0.30	0.30	0.30
WLTCモード	CO（g/km）	4.06	14.12	8.96
	NMHC（g/km）	0.32	0.32	0.46
	NOx（g/km）	0.30	0.30	0.41

(注)乗用車　：細目告示第41条第１項第３号イ表(1)に掲げる自動車
軽量車　：同表(2)に掲げる自動車
中量車　：同表(3)に掲げる自動車
軽貨物車：同表(4)に掲げる自動車